

押村高著『モンテスキューの政治理論—自由の歴史的位相—』早稲田大学出版部，1996年

安武，真隆
関西大学法学部講師

<https://doi.org/10.15017/16362>

出版情報：政治研究. 45, pp.151-164, 1998-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

押村高著『モンテスキューの政治理論—自由の歴史的位相—』

早稲田大学出版部、一九九六年（vi+三四三頁）

安 武 真 隆

近年のモンテスキュー研究の興隆には目を見張るものがある。⁽¹⁾ その中でも本書は、モンテスキューの政治理論を内在的に理解しつつ、現代の諸問題と結びつけようとする問題意識に貫かれていた点に特徴がある。本書評では、まず本書の構成に従って簡単に内容を紹介し、次いで評者なりの疑問点・論点を提示することにしよう。

一

本書は、序章と終章とに挟まれた三つの篇から構成される。まず本書の目次を掲げる。

序章 モンテスキュー解釈の系譜と問題の設定
第一篇 モンテスキューにおける方法論的秩序

第一章 自然の規範的解読

第二章 歴史、風土、法—三者の構造連関

第二篇 政体論の意義と射程

第三章 政体分類の基準

第四章 絶対悪としての専制

第三篇 「自由の体系」の構想

第五章 共和政ローマと自由

第六章 ゴチック政体と自由

第七章 イギリスの国制

終章 主権から事物の本性へ

あとがき

まず序章「モンテスキュー解釈の系譜と問題の設定」において押村氏は、モンテスキュー解釈をめぐる従来の多岐に渡る論争を紹介し、それらの大半がモンテスキューの時代とは無関係の分類に彼の思想をはめ込もうとしている点で「恣意的な議論」を生む危険を伴っていたと批判する。そして、従来のモンテスキュー解釈において矛盾・混乱として指摘されてきた幾つかの論点に一定の解決を試みるべく、以下のような「問題の設定」を行う。

「かくしてわれわれは、今日では矛盾すると思える『法の精神』の構成要素が、モンテスキューの意識においてなぜ両立するものであったのかを、現在の規準ではなしに、モンテスキューの論理展開に即して説明すべき段階にようやく到達した。」

(三二頁)

ここで押村氏は、モンテスキューを「立法者」として定式化し、彼の論述に見られる一見矛盾するかに見える諸要素は、ある「共通の標的をめぐって同盟しうる」ものであったことを示唆するのである。

次に第一篇「モンテスキューにおける方法論的秩序」では、モンテスキューの「社会科学の方法の独自性を探る」とともに、彼の秩序観の説明が目指される。まず第一章「自然の規範的解読」で押村氏は、モンテスキューの論述の中に、「自然法論」に見られる「人道精神」と、歴史・風土論に見られる「相対主義」という相矛盾するように見える傾向があることを指摘し、両傾向をキケロや当時の「世俗的自然法学派によって一般に受容されていた思考論理の内に位置づける」ことに

よって整合的に理解しようとする。氏の理解は、従来の研究で看過されがちであったモンテスキューの「自然法論」を初期と後期に分けて検討することによってもたらされている。すなわち、初期においてモンテスキューは、「超越的自然の實在」を信じており、「自然法概念」こそ積極的に用いていないが、「世俗的自然法の影響圏内」にあった。また彼はこの頃、キリスト教よりもパガニスムや自然宗教に頼るべき絆を見出し、かつストア派的正義でもってキリスト教そのものを「人道化する」作業に着手していた。これに対し、後期の『法の精神』における「自然法論」では、「機械論的自然概念」が採用される。つまりここでの「自然法」は、当時共有されていた「摂理主義」的な二側面、すなわち、「物理法則の実証性」と「人法の規範性」という二つの側面を持ち、両者をつなぐ概念がモンテスキューにおいては「事物の本性」であった。さらに氏によれば、後期モンテスキューは、人間は自由意思を持つため常に「自然法」に従うわけではないので、「自然法」を見出すためには「無時間的な理性」のみならず、「歴史」や「観察」によって時間の経過を辿る必要がある、と考えるに至った。以上のような「歴史」や「観察」に着目するモンテ

スキューの「方法論的立場」こそ、氏が「伝統的自然法とは異なった、新しい方向性」として評価するものである。¹²⁾

続く第二章「歴史、風土、法―三者の構造連関―」は、モンテスキューの政治理論が「反主権」の政治学であるという本書の結論の、いわば論証に相当する部分でもあり、それだけに本書の中でも最も興味深い箇所の一つである。ここで氏は、モンテスキューに、歴史の個性性を重視する歴史家としての自我と、諸現象を概念化しようとする立法者としての自我が並存していた点を指摘し、両者の相互連関を説明すべく、彼の思想形成過程を三段階に分け、法や習俗に対する彼の態度を丹念に検討する。まず、初期においてモンテスキューが批判したのは、「真の必要や事物の自然な成り行き」に基づかない立法行為によって簡潔であるべき法の手続が複雑化していること、既存の政治学が人間理解を欠いていることであった。次に、以上の現状認識に基づき、モンテスキューは「習俗」に注目し、それが社会を維持し繁栄させる力を持つ、法律以上に重要なものであると認識する。そして自然と習俗に従った「新しい法学」を樹立するために、「観察と経験」によって「原理」を発見するニュートンの方法に依拠しつつ著した

のが、中期の著作『精神や性格に作用を及ぼす原因についての試論』と『ローマ人盛衰原因論』であった。前者においては、「物理的原因」と「精神的原因」との複合作用がある国の「一般精神」を生み出すこと、後者において立法は全能ではなく、習俗をはじめとする歴史的状况に左右されることが、説明される。最後に『法の精神』では、以上の成果を踏まえ、「真の法体系」を明示し「必要度の高い立法とは何か」を示すことが目指される。その際、検討対象が個々の人物や事物から「民族の精神」へと拡大され、さらに、時間・空間を限定せず多様な現象を集積しそれらを分類するという、立法者と歴史家と二つの自我が組み合わさった「革新」的方法が採用される。氏によれば、結局のところ風土と歴史の考察における彼の目的とは、「立法万能主義」―それが絶対王権であれ、後に見るように人民であれ―を自然と習俗の観点から批判し、それに歯止めをかけることであった。

第二篇「政体論の意義と射程」では、『法の精神』における三政体論が検討される。その冒頭、第三章「政体分類の基準」では、特に君主政と共和政を中心に検討が加えられる。押村

氏によれば、モンテスキューの三政体論は、それぞれの国の環境や国民の性情に最も適した政体を選択され立法がなされねばならないことを訴える「文明の比較モデル」である点で、アリストテレス以来の伝統的な政体分類論とは異なる独自性を持つ。そして「穏和な政体」として君主政と共和政という二つの政体をモンテスキューが提示したのは、単に両政体の優劣を論じるためではなく、むしろ「社会における人間の結合の様態、あるいは人間と公共善の関わり方について二つの範型」を示すためであった。氏はオークショットの解釈を引きながら、共和政は公共善を優先させ成員の完全な一体化が目指される *universitas* の世界であり、君主政は各人の自己利益のみが追求される政体で、異質なものが複合・合成された *societas* の世界であるため、一方を他方に還元することはできないとする。

第四章「絶対悪としての専制」は、モンテスキューの専制概念に関して、従来の解釈とはやや異なった押村氏独自の解釈を行っている点で注目される。氏によれば、モンテスキューは専制概念を論ずるにあたって、政治的自由の欠落した状態としてこれを断罪する「人道主義者」の論理と、この政体の

存続メカニズムを解明する「科学者」・「観察者」の論理という二つの論理を使い分けている。しかも、モンテスキューは「二つの論理を往來する」うちに、「伝統の専制概念」が君主の人格という主観的要素に過度に基づくという欠陥を備えていることを自覚するに至る。そこで彼は専制を、当代のフランス君主政とは全く異質のオリエントの社会組織・文明全体を言い表すものとして捉えると同時に、ヨーロッパ型の安定した文明の不在形態たる「陰画」・「悪のパラダイム」を示すものとして再概念化する。そして彼は、君主政と専制とがそれぞれ全く異質の「相互に還元不可能」な基盤に立脚しており、ヨーロッパの君主政は、いかに王権が濫用されようとも、風土、習俗、宗教の観点から見て専制化されえず、君主が無理に絶対化を目指しても「無秩序」が生まれるだけで、君主自身を不幸にする主張するのである。君主政の専制化が「不可能」であるという解釈こそ、押村氏の専制解釈の独自の点であろう（なお、後述）。

第三篇「自由の体系」の構想」は、『法の精神』における純粋政体に基づく三政体論と、混合政体に基づく政治的自由

論との間の、矛盾するかに見える相互連関を解明することに充てられる。押村氏はシャクルトンの研究に依拠しつつ、両論がほぼ同時期に並行して構想されていたことを指摘し、両者の連関の解明にあたって、政治的自由論が「歴史と政体の諸現象についての経験的考察に支えられていたという事実」を手がかりにすることを提唱する。氏によれば、モンテスキューにとつて「政治的自由の実相の把握は、具体的な状況

(政体)の設定を通じてのみ可能であつた」。したがつて氏は、共和政ローマ、ゴチック政体、イギリス国制のそれぞれと、政治的自由との関連を検討する必要があるとするのである。

まず第五章「共和政ローマと自由」では、共和政の下で自由がいかに維持されるかという課題に対するモンテスキューの応答が論じられる。氏によれば、モンテスキューは初期においては政治的自由を自治と同一視する「共和主義的自由」概念を擁護する立場にあつたが、次第に自己支配の問題を自由論の背後に追いやるようになり、代わつて、個人の安全という観点に視点をずらすことになつた。また彼は、『ローマ人盛衰原因論』におけるローマ史の検討を通じて、「自由の体系」の構成に資するような政治的自由についての教訓・格率を導

くに至る。氏はそれを政体の存続や公民の安全が脅かされる三つの場合として要約している。即ち、第一に、人民の過度の政治参加によつて、権力行使の節度が失われる場合、第二に、構成員の「徳」という習俗が、領土の拡大や個人的財産の出現によつて維持されなくなる場合、第三に、征服による領土拡大によつて共和国の自由が危うくなる場合である。

続く第六章「ゴチック政体と自由」では、君主政が本来自由や自然と矛盾せず、絶対王政こそが君主政の例外であるというモンテスキューの主張が、一七三〇年代の著作『フランス史』、及び『法の精神』の末尾のフランス史の論述を手がかりに抽出される。押村氏によれば、モンテスキューの言うフランスの君主政は、ブランヴィリエの言う「ゲルマン」起源にもデュボスが主張するような「ローマ」起源にも還元できない複合的な起源を持ち、「分権・拡散作用」と「集権・安定作用」という相反する力の均衡が長い時間の経過の中で堆積した結果生じた「ゴチック政体」である。そこでは、無政府状態あるいは絶対権力への傾斜が回避され、立法・裁判形式に驚くべき多様性・多層性が見られていた。しかし、一八世紀における絶対主義の完成によつて、この政体も脅威にさら

されるようになる。押村氏によれば、モンテスキューは、主権と立法による脅威が強まる中、ヨーロッパで唯一「理想的な政体に近いものを組み上げている国」としてイギリス国制に注目するに至るのである。

第七章「イギリスの国制」では、前章での分析を受けて（しかし、前章での論述とはやや異なつて）、イギリス国制がいかなる問題意識に基づいて論じられたかが明らかにされる。まず押村氏はイギリス滞在前後におけるモンテスキューの思索を検討し、モンテスキューがイギリス国制を「理想的な政体に近いもの」と認識したのは、イギリスが「専制でない君主政」と「無政府でない共和政」の双方を備えており、三政体論という従来の彼の枠組に収まらないためであった、と結論づける。続いて押村氏は、裁判権に関して、モンテスキューが法服貴族の専管事項とする主張を「放棄」し、代わつて身分特権から分離し中立化する主張へと転化したことを指摘し、後者の主張が、人民の立法による下からの専制化の危険性に対処することを目的とするものでもあったことを示唆する。このことは、モンテスキューがイギリスを論ずる際に主として念頭に置いたのがフランスではなくむしろ古典古代の

共和政であった、という序章における氏の主張を裏付けるものでもあろう。³⁾

最後に「主権から事物の本性へ」と題された終章では、主として第二章における検討を受け継ぎつつ、『法的精神』の執筆動機が立法者の心構え、すなわち習俗、風土、国民の性情を無視した「穏和でない」立法を戒めることにあったことが示される。このような執筆態度に基づくモンテスキューの権力分立論を押村氏は、「主権という優れて近代的概念」を「意識的に抑制する必要から樹立された政策的議論であった」と結論づけている。以上の本書での検討を踏まえて、氏は「あとがき」において、「価値の主観化」の危険性の提起、「近代の閉じた自我」への懸念の表明、「自己完結した『主権』の台頭」の阻止、「共同体のアポリア」の提示、の点において、現代の我々がモンテスキューと課題を共有していることを示唆するのである。

二

このように本書は、広範な先行研究を涉猟しつつ、従来混乱・矛盾したものととして片づけられがちであったモンテスキューの政治理論を、「反主権」の政治学という観点から整合的に解釈しようと試みている点で、意義深いものである。氏によれば、モンテスキューにとって政治学とは、「何かを新たに生み出す」「人為」の政治学ではなく、「治療学」である。

そこで想定される政治体とは、「複数の数の総和」のようなもので、「わずか一つに手を加えただけで、全体がすっかり変わる」ものである。したがってモンテスキューは、「法」を「立法者の気紛れ」ではなく「事物の本性」に基礎づけることによって、全てを人間の意思と作為とで統御しようとする「近代国家」の「立法万能主義」に対して歯止めをかけようとしたのである。

確かに、モンテスキューが「反主権」の観点から専制批判を展開したという押村氏の理解そのものは、さほど目新しいものとは言えない。しかし、氏が、モンテスキューの政治思想における重要な論点を抽出し、しかも、この論点をケケロからハイエクに至る政治思想史の広い射程の中に位置づけたことも見逃すべきではない。さらに氏が、「反主権」の政治学

の形成過程を詳細に後づけて検討した箇所には、氏が定式化したモンテスキューの政治理論の枠には必ずしも収まりきれない、様々な論点についての傾聴に値する考察も盛り込まれている。これらの点も含めて氏の研究は高く評価されるべきであろう。

三

最後に、評者から見た押村氏の研究に対する疑問点を挙げることにする。ここでは、氏が設定する研究目的、氏が解明したモンテスキュー像という二つの観点から、特に後者については個別論点にも踏み込んで、私見を述べることにしたい。

第一に、ここで氏の研究目的を要約すると、それは、一、モンテスキューの思想の、歴史的過去への還元ではなく、現代においても共有しうる要素の抽出、二、彼の内在的論理に基づき理解、ということになる。しかしながら、二つの研究目的は常に両立するわけではないと思われる。なぜなら、モンテスキューの政治思想に関する記述・説明の妥当性は、

当該研究者がそうした記述・説明によっていかなることを解明したいのか、その目的に応じて異なりうるが、ある目的にとって妥当な記述が、常に別の目的にとって妥当だとは限らないからである。仮に、氏の研究目的のうち前者の現代的意義に目的を設定した場合を想定してみよう。まず、当該研究者は、テキストの検討に先立って、現代において有意味と考える諸価値を認識する。次いで、その諸価値に関連を持つと判断されるモンテスキューの論述の選別が行われる。以上の過程を経てなされる記述・説明は、こうして抽出したテキストに基づいていなければならないし、そのテキストは、現代的諸価値に対して他の思想家のそれとは異なる独自の貢献をしていることが期待される。もちろん、当該研究者が認識した現代的諸価値そのものが、現代社会の理解・運営にとって有意義かどうか、問題となろう。つまり、第一の目的からは、モンテスキューのある論点・論理と現代との関連性如何という問題意識は導き出されるが、当該論点とそれ以外の論点との彼自身の内面における相互連関の検討が―特に彼のようには現代とは異質の時代に生きていた人物の場合―導かれる必然性はない。したがって、前者の観点に立ち現代の視座を

過去の思想家に投影した解釈が、後者のモンテスキューの論理内在的な歴史研究の観点から、従来のモンテスキュー研究と同じく「恣意的」と評価される余地は残るであろう。もちろん、この評価自体は、現代的意義の抽出という目的とは、直接の関係を持たない。歴史研究としては「恣意的」であったとしても、現代的意義の抽出において適切なモンテスキュー解釈という可能性も（それを「モンテスキューの政治理論」と呼称すべきかどうかはさておき）ありうるからである。

ただし、押村氏は、まずモンテスキューの内面的論理の理解を目指し、その結果としてその論理の現代的意義を浮き彫りにする、という形で二つの目的を同時に果たそうとしている。そこで、本書において二つの目的がどの程度両立ししているかを確認するために、第六章のゴチック政体と第七章のイギリス国制に関する検討を例として取りあげてみよう。既に紹介したように、氏によれば、フランスの君主政は「ゴチック政体」であったが、一八世紀における絶対主義の完成によって、その存在が危うくなったため、モンテスキューは、ヨーロッパで唯一「理想的な政体に近い」国としてイギリス国制

に注目するに至った。つまり、押村氏は、モンテスキューがフランス君主政の分析の後に、イギリス国制の検討に移ったとするのである。

しかし、評者の見るところ、第六章から第七章へと至る押村氏の論述の順序は、モンテスキューの内在的な理解という観点からすると、以下の三つの点でにわかには受け入れ難い。

第一に、君主政を含めた三政体論とイギリス国制論との執筆の前後関係について第五章においてほぼ同時期であるとの指摘があり、この指摘は、三政体論の後にイギリス国制が執筆されたという第七章における想定と矛盾する。第二に、第六章で検討されたフランス史の論述の大半は『法の精神』執筆の最後の段階になされたもので、イギリス国制が書かれた時期よりも明らかに遅い点が看過されている。第三に、押村氏自身が序章において、イギリスの「対照項」がフランスではなく共和政にあつたこと、また第五章において、初期における「共和主義的自由」への関心が次第に薄れるようになったことを指摘しており、以上の指摘を踏まえるならば、モンテスキューの関心は、押村氏が主張するのは逆に、グランプレールモリエールが示唆するように、共和政からイギリス国制

へ、次いでフランス君主政へと移動したと考える方が妥当である。⁽⁴⁾このように内在的理解の観点からすれば、押村氏の論述はやや無理があるのではないか。

他方、押村氏の意図としては、第六章から第七章の論述においてモンテスキューの思想的営為の内在的過程はさして大きな意味はなく、むしろ主眼は、モンテスキューの現代的意義を抽出しようとする点にあつたと推測することもできる。

つまり、押村氏は、「反主権」・「反立法」の政治学を現代において構築するにあたって、モンテスキューの関心とは別に、イギリス国制が「専制でない君主政」と「無政府でない共和政」を両立させることを可能としたそのメカニズムを重要視した、と読むのである。確かに、立法行為の危険性が君主の恣意的な権力行使を原因とするにとどまらず人民による「多数者の専制」にも帰因することを考えれば、押村氏が、現代の立法の危機の克服に対して、ゴチック政体よりもイギリス国制の方が貢献度が高いと評価した、という推測は可能である。そうだとすれば、第六章と第七章の論述の順序も、妥当と評価しえよう。

しかしながら、この場合、別の疑問が生じてくる。押村氏

は第七章において、諸集団の多元的均衡状態から「公共」概念が自生するというイギリス国制論に込められた論理を、現代の行動論政治科学やフランクフルト学派の社会理論の観点から「手放しに喜ぶことはできない」と批判しているのである。確かに、氏は、フランスのゴチック政体よりもイギリス国制の方がこのような批判的検討に資する分だけ相対的に重要度が高い、と判断していたのかもしれない。しかしこの場合であっても、現代の「立法万能主義」に対する批判として、モンテスキューの提示した論理のどの点が、他の思想家とは異なる独自の貢献として評価されるのかについては、必ずしも積極的に論じられていない。しかも、本書全体に渡って、現代的意義と直接の関連性を持たないが、内在的解釈としては興味深いものも随所に見られるのである。

以上の検討からも示唆されるように、押村氏の研究には、現代的（あるいは近代的）意義の抽出とモンテスキューの内在的論理の把握という二つの目的に引き裂かれた結果、やや混乱した論述が散見される。⁽⁵⁾このような混乱が生じてしまう、あるいは混乱していると読まれてしまう原因の一つには、おそらく、序章に本書を全体的に統括する記述が設定されずに、

いきなり従来の解釈・論争の紹介と個別論点の提示という体裁が採られた結果、本書全体における解明のポイントが必ずしも明確化されえなかつたことが挙げられるであろう。本書の検討対象が実に広範に渡るだけに、このような記述の不在は惜しまれるところである。もちろん、押村氏の論述の一見したところの混乱は、氏の分析方法のみに帰せられるべきものではなく、モンテスキューの論述自体が極めて多岐に渡り、錯綜していることにも求められる。氏がそれぞれの論点について思想形成過程を辿りながら、各論点同士の相互連関を必ずしも明らかにしていないことは、氏自身の混乱と言う以上に、むしろモンテスキュー自身の論述の混乱を收拾する視座の確立がいかに困難であるかを物語っているのである。

第二に、本書の内容に関わる個別論点を、既に言及したイギリス国制論とは別に、三点指摘しておきたい。まず、押村氏が定式化したように、モンテスキューの政治理論が、「人為」の政治学を否定する面を持つものであったとしても、他方で彼は、政府の「腐敗を除去し、予防する」ためには、人間主体による何らかの営為が必要となるとも考えていたと思われ

る。確かに氏が指摘するように、「人間は、生まれながらの性質に従って作るもの以上に優れたものを生み出すことはできない」ため、「政治学者は、いたずらに仕組みを変え、基本法を創り変えるのではなく、習俗の健全さや、政体全体の自然的均衡を保つことに、意を用いなくてはならない」というのは、モンテスキューの重要な主張の一つである。しかし、彼は、政体の健全さや「自然的均衡」を形成・維持するにあたって、各人の道徳的陶冶と権力への関与とが必要であるという視点を、結局のところ放棄しなかったのではなからうか。たとえば、彼の「名譽」をめぐる議論には、人間主体に求められる何らかの積極的な契機が見いだせるように思われる。仮に彼がこの必要性を重要視しなかったならば、各人に一定の選択的態度を迫る「名譽」を、『法の精神』において論ずることも、わざわざ君主政の「原理」として位置づけることも、不要だったであろう。

次に、押村氏が第一章と第二章とにおいて、モンテスキューの「自然法論」あるいは法に関する考察を「方法的革新」として評価している点を検討することにしたい。仮に「観察と

経験」によつて「原理」を発見するニュートンの方法(6)がそれまででない斬新なものであったとするならば、確かにモンテスキューがこの方法に依拠していた点を何らかの意味で新しかったと評価することも可能であろう。しかし、このような方法を当時一人モンテスキューのみが採用したわけではない。また、氏はこの方法を別の箇所で、時間・空間を限定せず多様な現象を集積しそれらを分類するという「立法者」と「歴史家」と二つの自我が組み合わさった方法と定式化している(一一四頁)が、これは既にボダンにも見られる方法であることをスキナーが指摘しており、押村氏自身も同様の指摘を序章で行っているのである。

無論、こうした批判は、「自然法論」とボダンに見られる法人文主義的傾向とを区別しないという前提のもとに成り立っている。したがって、第一章での押村氏の意図が、ボダンなどに代表される当時の典型的な法律学の方法を捨象して、専ら「自然法論」の系譜の中にモンテスキューを位置づけた際の「革新」を指摘することにあつた、と考えることもできよう。しかし、モンテスキューの「自然法論」を位置づける母体としての「世俗的自然法」論が、法に関する他の思潮と区

別されるいかなる特徴を持っているのかは、必ずしも明示されていない。事実押村氏は、第一章においてグロチウスも「自然法」の発見に歴史が有用であることを認めていたと指摘し、こうした指摘は、モンテスキューの「自然法論」の「革新」性を曖昧にしているのである。⁽⁷⁾

最後に、専制概念に関する押村氏独自の解釈について、考察することにしてしよう。氏が第四章において指摘するように、仮にモンテスキューが、君主政と専制との乖離を自覚化し、同時代のフランスには専制化の脅威が存在せず、君主のいかなる絶対化の試みも無駄に終わると認識するに至ったのであれば、なぜ彼はあれほどまでに専制の議論に固執したのであろうか。放置していても風土、習俗、商業等々によつて専制化の傾向が阻止されるのであれば、『法の精神』を執筆する必要はなかったのではなからうか。またもし、氏が想定するよう、専制化よりも君主の絶対化の試みによつてもたらされる「無秩序」状態の方が彼にとつて脅威だったとしても、『法の精神』にはそれに相当する論述はほとんどないのである。しかも、押村氏自身が第七章で君主政の専制化に言及してい

るのみならず、同じ第四章の末尾において、「偶然に身を任せれば専制が自ずから生まれる」とし、君主政の「専制化」の可能性が示唆されているように思われる。この点については、押村氏の真意をつかむことができなかつた。⁽⁸⁾

以上本書評では、実際の感想とはむしろ逆に、共感よりも疑問を優先して論を進めた。もちろん評者によるいくつかの批判的言明は、押村氏の研究の高い価値を前提とした上で、その研究を乗り越えようとする意図にもとづいている。押村氏の研究を踏まえた上で、モンテスキュー研究を一層進展・充実させることこそ、評者を含めたモンテスキュー研究者の今後の課題なのである。

(7) 近年の日本におけるモンテスキュー研究としては、押村氏の著作以外の単著として、川出良枝『貴族の徳、商業の精神―モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会、一九九六年)が、注目に値する。その他、佐竹寛『モンテスキュー政治思想研究―政治的自由と自然史的政治理論の必然的諸関係―』(中央大学出版部、一九九五年)、西嶋幸右『文明批評家モンテスキュー―「ペルシャ人の手紙」を読む―』(九州大学出版会、一九

九六年)がある。なお、押村氏と川出氏の単著については、本書評と若干内容の重複があるが、拙稿「モンテスキューと近代」〔政治思想学会会報 (USPT Newsletter)〕第四号、二二一―二七頁、一九九七年四月)を、また川出氏の著作については、森村敏己氏の書評(『歴史学研究』第七〇号、四八―五〇頁、一九九七年八月)や宇野重規氏の書評(『国家学会雑誌』第一二二卷、第一・二号、一七七一―一八〇頁、一九九八年二月)の他、拙稿(『思想』第八八四号、一五六―一五九頁、一九九八年二月)もあわせて参照されたい。

また論文としては、必ずしも網羅的ではないが、押村氏の著作に収められたもの他に、中村義和「モンテスキューの政治的空間と非政治的空間(一―一〇)」(福岡大学法学論叢)〔福岡大学総合研究所〕第三四卷、第一号、八一―二七頁、一九八九年〕第(四〇)卷、第一号、一八三―二二三頁、一九九五年)、川出良枝「恐怖の権力―『法の精神』における「専制」―」(『思想』、第七九五号、六五―八五頁、一九九〇年九月)、拙稿「モンテスキューにおける共和政の理念と君主政―『法の精神』における「富」と「名誉」―」(『政治研究』(九州大学政治研究室) 第四一―四一八頁、一九九四年)、押村高「モンテスキューの国際関係思想―18世紀ヨーロッパの構造的変動と国家理性観の修正―(上・下)―」(『青山国際政経論集』第三二号、四一―六二頁、第三五号、四九―六九頁、一九九四―九五)、同「モンテスキュー―近代立憲主義の源流―」(藤原保信・飯島昇藏編『西洋政治思想史―新評論、三〇七―三二六頁、一九九五年)、川出良枝「主権国家と市民的自由―モンテスキューの戦い―」(佐々木毅編『自由と自由主

義―その政治思想的諸相―(東京大学出版会、二二二―二四八頁、一九九五年)、北川正夫「モンテスキューのフランス君主政論―歴史解釈を手かりとして―」(『東京都立大学法学会雑誌』第三七卷、第二号、七五―一三三頁、一九九六年)、拙稿「初期モンテスキューにおける古典古代」(『法政研究』(九州大学法政学会) 第六三卷、第三四合併号、六八一―七三三頁、一九九七年)などがある。

また、翻訳として、ジャン・スタロパンスキー「モンテスキュー―その生涯と思想―」(古賀英三郎・高橋誠訳、法政大学出版社、一九九三年)がある。

(2) 六七頁、ただし八二頁も参照。

(3) この他、第七章には、イギリスにおいては諸集団の多元的均衡状態から「公共」概念が自生するというモンテスキューの主張は彼が主権概念と距離をおいた帰結であること、同時代のイギリス内閣制度に関して彼が通常指摘されるほど無知ではなかったこと、などの興味深い指摘がある。

(4) Jean-Jacques Grunpé-Molière, *La Théorie de la Constitution anglaise chez Montesquieu*, Leyde: Presse Universitaire de Leyde, 1972. また川出「貴族の徳、商業の精神」第II部第二章「イングランドの国制」も参照。

(5) さらに押村氏は、序章においてモンテスキューの政治思想に関して「本像」・「著作の本質」・「かれの真髄」といった表現を用いている。ところが、この様な表現によって氏が込めている意味は、モンテスキューの思想内面的論理である場合と、彼の思想的影響や意義である場合とがあり、両者が必ずしも区別されて

いない。

(6) 一〇九頁。ただし、六二頁も参照。

(7) また仮に、モンテスキューの「自然法論」が「革新」性を持つとされた場合であっても、それが、モンテスキューの思想全体の中にどう位置づけられるのかについて問題が残る。というのも、押村氏は第一章では「自然法論」が「重要」としながら、第三章では、『法の精神』の実質的部分として、自然法を扱った箇所ではなく、むしろその後の政体論を挙げているからである。

(8) 押村氏に直接確認したところ、第四章の論述の眼目の一つは、モンテスキューが専制を論ずる際の視点の転換を明らかにすることにあつた。氏によれば、モンテスキューは専制を論ずるにあつて、「君主の道義性を云々したり、王道政治を説くことで君主へ自戒を促す」という「道義論（君主人格論）」から脱却し、「専制が支配的習俗との摩擦によって君主自体を不幸にする」という事実を示すことで、また習俗の下で主権者がいかに無力かという事実を示すことで、君主の内発的自制を期待する」という視点へと転換した。なお川出『貴族の徳、商業の精神』一七四—一七五頁も参照。

*本書評は、政治思想研究会（早稲田大学、一九九七年一〇月三日）での報告原稿に加筆・修正を加えたものである。